

## 令和6年度 第1回 高松圏域自立支援協議会 発達障害部会 議事録

日付	令和6年5月24日(金)
時間	10:00～11:30
開催会場	かがわ総合リハビリテーションセンター 第2研修室
参加機関等	香川県教育委員会事務局高校教育課(1)、自立相談支援センター(2)、アフターケア事業所(2)、高松市(1)、直島町(1)、香川こだま学園(1)、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点(1)、アルプスかがわ(2) 計11名

## 議題1：情報提供

議 事	<p>【自立支援支援センターたかまつより】</p> <p>○別紙資料をもとに業務と事例について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家計改善支援事業は、金銭を管理する事業ではないため、金銭管理ができない方は事業の対象ではない。</li> <li>・就労支援は、アセスメントをしたのち状況に応じて就労準備支援、就労訓練、自立促進事業につなぐ。</li> <li>・生活福祉資金の中で、エアコン取り付け費用の貸付を実施。生活福祉資金については事前に個別相談をしてほしい。</li> </ul> <p>○質疑応答</p> <p>Q：制度上、子どもも対象となるか。</p> <p>A：対象は明記されていないので、線引きはない。学生からの相談よりは、だいたいは保護者からの相談。</p> <p>Q：つなぎ資金は返済しなくてよいか。</p> <p>A：生保保護の給付から返済となる。。</p> <p>Q：就労準備支援事業とは？</p> <p>A：高松市生活福祉課が実施主体で、2事業所に委託。まずは自立相談支援センターでプランを立て、それぞれの事業所の特徴を鑑みて利用を検討する。非課税世帯であることが利用の対象であり、賃金は発生しないため家族の支えが必要。生活リズムなど土台ができたら、訓練に移行する。</p> <p>Q：金銭管理の支援をしていると、「もうええわ、自分です！」と支援を拒否する人がいる。家計改善支援事業でそのようなことはないか。</p> <p>A：金銭の管理はしていないので、金銭管理ができない場合は預かりサービスにつなぐ。支援は、例えば「カラオケに行きたい」という希望であれば、残りのこれだけが食費で、1日当たりいくらになるかを一緒に考える。すべてうまくいくわけではないが、否定はせずに一緒に考えるというやり方。支出が多い場合、もとの理由は何か考えるようにしている。入ってくるお金をどう使うか等をしっかり決める。そのために話し合う。</p>
-----	--

## 【香川県教育委員会事務局高校教育課より】

全日制と通信制の高校に聞き取りした内容を報告いただいた。

## ○全日制の状況

- ・支援機関につなごうとしたが結局つながらず、学力が低く勉強についていけない。指導に困り、どう配慮したらよいか医師の見立てがあれば支援がしやすいが、保護者は「知的に低いので配慮してください」と言うのみ。
- ・ミスマッチが起きる。高校入学前に、中学で選択肢を示しておいてもらいたいが、それも実際は難しいだろう。本人も保護者も全日制あるいは公立にというこだわりが強いため、入学後に苦労して転学等にいたる。
- ・中学生時代にSSWにつながっていないと、その後のSSW 同士の連携も難しい。
- ・卒業あるいは転学の際に、困窮の継続や犯罪につながることを危惧するが手立てがない。
- ・自立相談支援センターの家計改善支援の事例を聞くと、高校時代でもみえている課題。経済的に困っているはずなのに、コンビニで昼食を買い、レジ袋も購入し、友人と自販機で飲み物を飲む生徒がいる。周りの生徒と同じことをしたい。日常の楽しさを優先し、見通しが立ちにくい。

## ○通信制の状況

- ・通信制は中学で不登校だった生徒も多い。特性が発見されないまま入学する。
- ・大半の生徒は診断がない。生活に困っている生徒は、教科書代（年間15,000円）が払えず留年するケースもある。
- ・一番困るのは、18歳以上の男子生徒のつなぎ先がないこと。児童相談所は18歳未満まで。女子生徒であれば子ども女性センターにつなぐことができる。「18歳の壁」があり、「18歳で支援を断られたがどうしたらよいか」と相談がある。
- ・生活保護世帯の保護者は、保護費が減るからと子どもにバイトをさせないケールもある。
- ・愛着障害の生徒は親に見放されないように言うことを聞こうとし、ヤングケアラーの生徒は自分のバイト代できょうだいのおむつを買うという現状もある。困窮のスパイラルから抜け出すのは難しい。
- ・本人が自立に前向きでも、就学準備金を保護者が使ってしまうこともある。
- ・経済的に困った時、申請しないとお金をもらえないことを知らないので、ロングホームルームで支援機関の話聞く機会を設けている。

## ○質疑応答

Q：不登校から通信制に進学する生徒は発達障害がベースにある可能性がある。通信制での支援体制は？

A：特別支援教育課の巡回指導の事業を活用し、教員が支援方法等の助言を受

	<p>けている。スクーリング時は、希死念慮のある生徒や授業を抜け出す生徒もいるので、元教員を配置して見守りができる体制をとっている。</p> <p>Q：SSWやSCは？</p> <p>A：定時制や通信制は、全日制ほど支援の回数はない。必要な時は融通を利かせている。</p> <p>Q：SSWやSC同士がつながっていたら、中学から高校に向けて連携がとれるのではないか。</p> <p>A：不登校や学校に登校していてもSSW等とつながっていない。また、中学と高校の両方を担当しているSSWはいない。日頃から中・高のSSWが集まる会議等があるかは不明。</p> <p>Q：退学になった生徒は困窮になっていくのではないかと心配。退学になると高校としては心配でもつなぎようがないケースが多いただろうが、つながるケースもあるのか。</p> <p>A：退学時に本人が希望しないとつなげないだろうが、つなげるケースもあるかもしれない。中退者は埋もれてしまう。</p> <p>（自立相談支援センターたかまつより：中退して相談に来る人はいる。「通信制高校等に転学したいからお金を貸してほしい」と親がちゃんと相談できる人は相談に来れる。サポート校の選択肢も増えたが、費用が高額なので卒業後に貸付けの返済に困らないか躊躇しながら対応している。）</p> <p>Q：巡回相談は私立高校も活用できるか。</p> <p>A：県の事業なので、県立高校だけという認識。特別支援学校には学びと育ちの相談センターがあるので、相談したら対応してくれるのかもしれない。</p>
<p>今後の動き</p>	<p>今回のように、部会において機関の取り組みや課題を出していただき参加者が質問することで、状況や課題を共有できると考える。その内容を運営委員会で整理して、今後の取り組みを検討する。</p>
<p>決定事項</p>	<p>第2回（9月27日）は、自立援助ホームわっかっかより情報提供していただく。</p>

議題2：意見交換

<p>議 事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信制は働くことができるので、アルバイトもできる。それは自立や生活費につながる。保護者が生活保護費が減るからとアルバイトをさせないという話は印象に残った。アルバイト代は保護者の生活保護費から控除され、子どもにはアルバイト代が入る。</li> <li>・自立相談支援センターの家計改善支援の内容は、在学中の高校生にも学んでほしい。目に見えにくい光熱費はイメージがつきにくい。親元を離れて生活することを考えると、見える化して生活費を考える機会をもつことで頭に残るだろう。</li> <li>・高校の家庭科の教科書には家計についての内容はある。教師がどこまで重点を置いて指導するということになるが、青年期の課題として特性のある生徒にあ</li> </ul>
------------	---

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>らためて教える機会があっても良いのではないかと感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県社協がゲーム形式のマネープランゲームを作成している。</li></ul> <p>→ ホームページからダウンロードできる</p> |
|--|--|

## 令和6年度 第1回 高松圏域自立支援協議会 発達障害部会

令和6年5月24日（金）10:00～11:30

かがわ総合リハビリテーション福祉センター

第2研修室

（令和6年度の部会目標）

- ①地域の関係機関が部会に参画し、各機関における支援や連携の状況について情報提供、共有する。今年度は特に若年者の困窮などに焦点をあてる。今年度参画する機関については、県高校教育課、自立生活支援センターたかまつ、アフターケア事業わっかっかを部会員に加え、年4回の部会を開催する。
- ②部会で協議した内容等をもとに、運営委員会で体制整備における課題を抽出し、来年度以降、部会として取り組む内容を整理する。

### 1.自己紹介

### 2.情報提供

- ・自立生活支援センターたかまつ より

- ・県教育委員会事務局高校教育課 より

### 3.協 議

次回は、令和6年9月27日（金）10:00～11:30

かがわ総合リハビリテーション福祉センター2階 AV会議室

# 自立相談支援センターたかまつの 業務について

## 自立相談支援センターたかまつは、何をするとところ？

「自立相談支援センターたかまつ」は、生活困窮者自立支援制度に基づき高松市からの受託事業として高松市社会福祉協議会が運営する主に相談支援業務を行う機関です。

### 生活困窮者自立支援制度とは

生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度です。

背景には、経済的な困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることなどがあります。

そのような状況にある生活困窮者の尊厳を守り、その意思を尊重しながら、地域社会の中で生活を立て直して、少しずつ自立していけるように、従来の縦割りではない横断的な支援を実現していくために作られた新しい制度です。

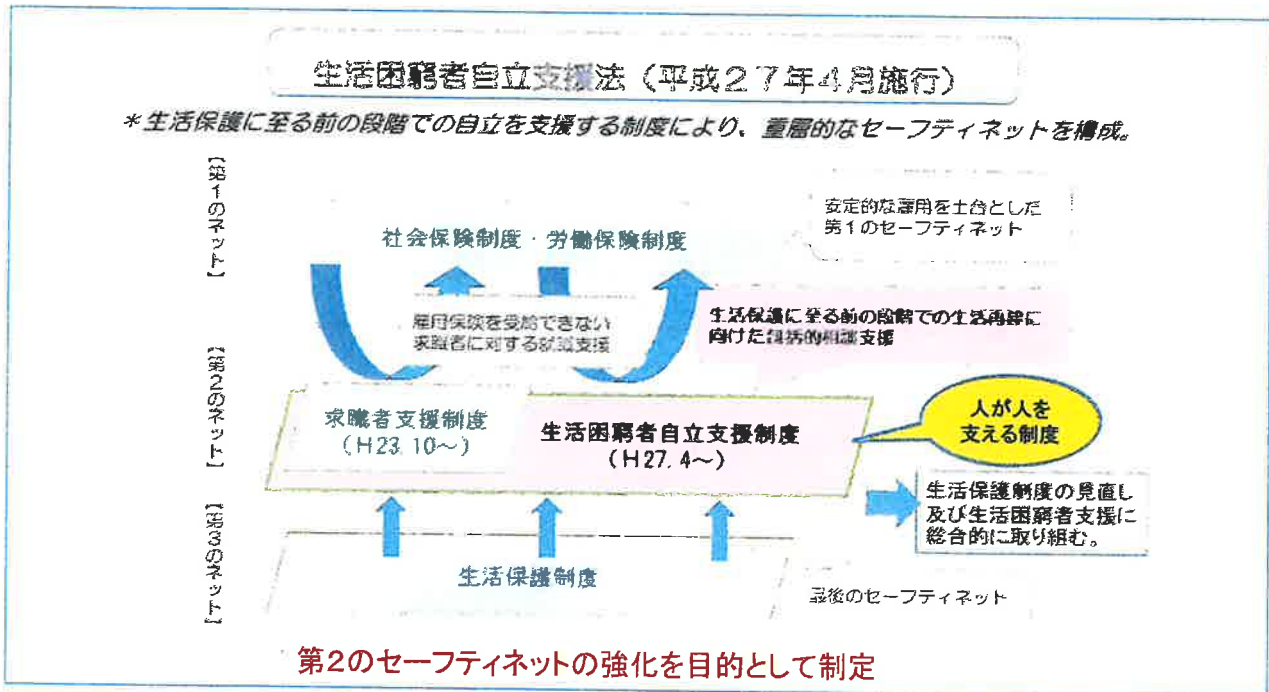
平成27年度（2015年）に生活困窮者自立支援法が施行され、生活全般にわたるさまざまなお困りごとについて自立相談支援事業所が窓口となって相談支援を行っています。

相談窓口を全国に設置して、相談を受け付けています。



自立相談支援センターたかまつ

## 相談支援の対象者



3

## 相談支援の対象者

○法では、「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

### 主な対象者

生活保護に至らない方 30万人

ホームレス 0.6万人

経済・生活問題を原因とする自殺者 0.4万人

離職期間1年以上の長期失業者 76万人

引きこもり状態のある人 18万人

SSWが支援している子どもたち 6万人

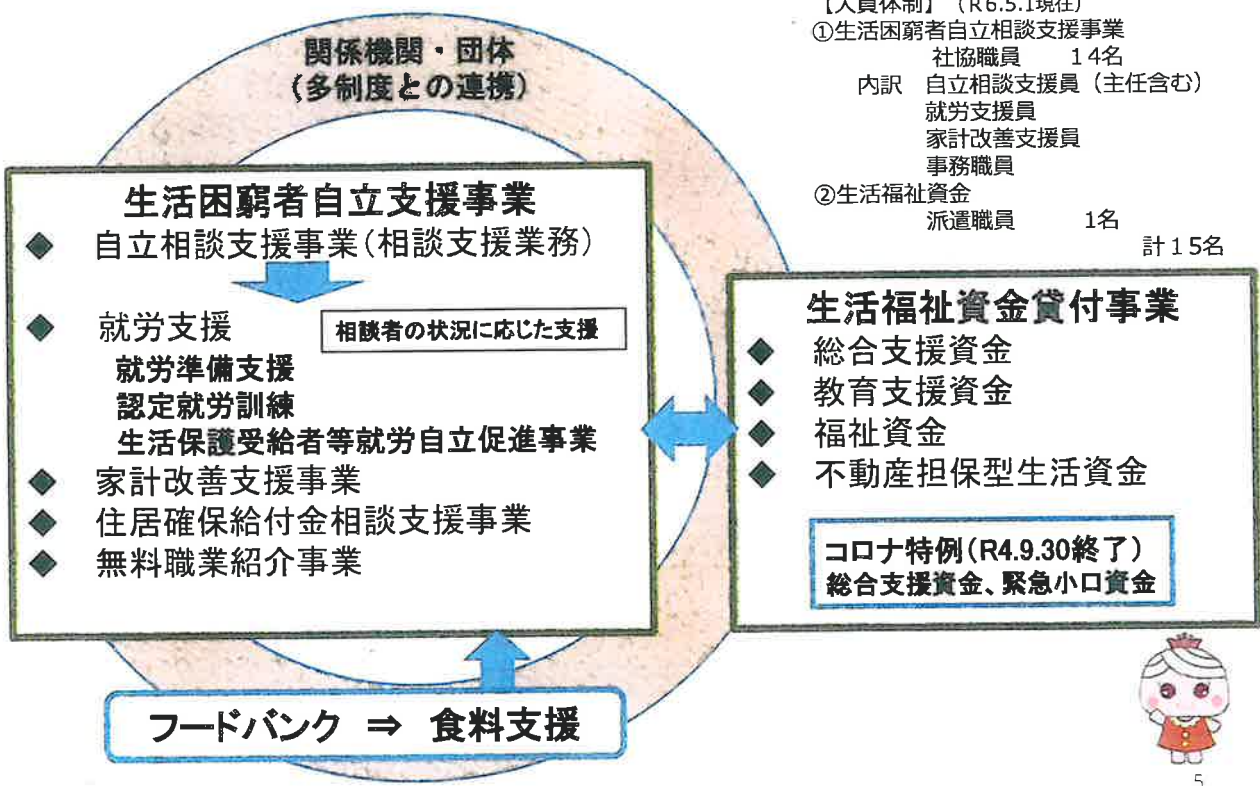
税や各種料金の滞納者、多重債務者など

福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)

4



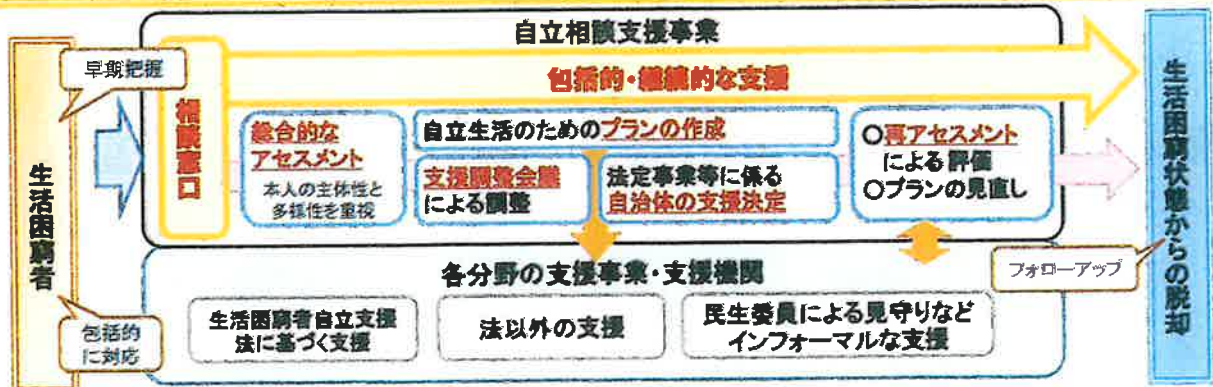
# 自立相談支援センターたかまつの業務



# 自立相談支援センターたかまつの業務

## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営、自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援、
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。



## 家計改善支援事業



家計改善支援事業は、生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えていることから、令和3年度から高松市より受託し、自立相談支援事業と一体的に運用しています。

家計の『見える化』が特徴で、相談者が自らの家計の状況に気づき、それを理解したうえで、そこから見える課題を把握することで家計の再生に向けた具体的な方針を立てて、自ら家計管理ができるようになることを支援します。

7

## 住居確保給付金と無料職業紹介事業

住居確保給付金は、失業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を高松市から家主等に支給する制度です。家賃の保証がある間に、退去の不安なく常用就職を目指した就職活動を行って貰います。

無料職業紹介事業は、自立相談支援事業の就労支援と連動し、求人の紹介を行っています。

## 生活福祉資金

生活福祉資金は低所得、障害者、高齢者の各世帯に対する、4種類の貸付からなります。

### 総合支援資金

失業世帯等に対して生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費等を必要とし、就職活動期間の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金。

### 教育支援資金

高校、大学や専門学校などへの就学あるいは入学に際して必要な経費として貸付ける資金。

### 福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立した生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸付ける資金。

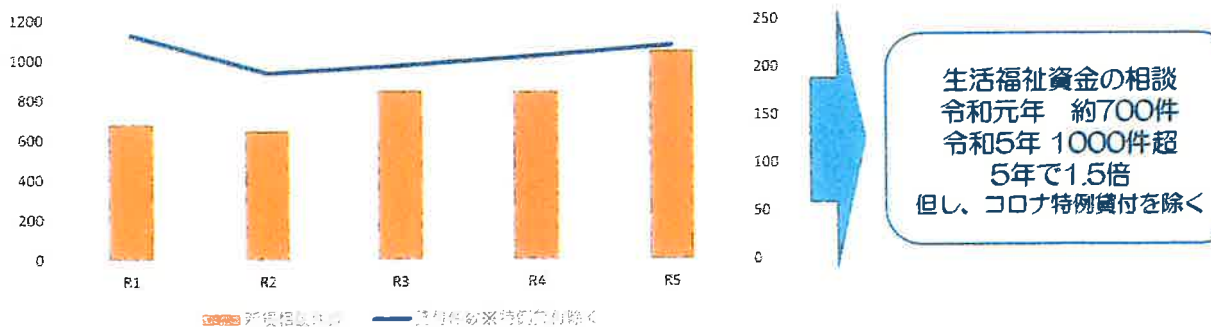
### 不動産担保型資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。

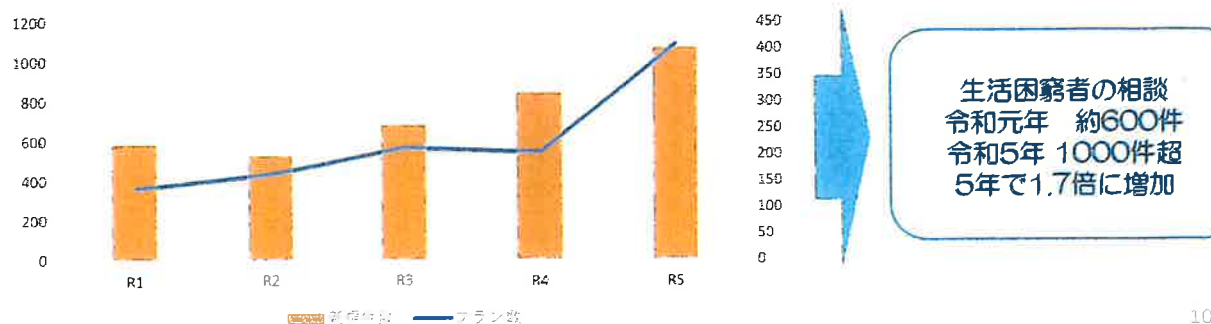
8

## 自立相談支援センターたかまつの相談件数

生活福祉資金相談及び貸付状況



生活困窮者自立相談支援実施状況



10



生活や仕事の悩みごとをお聞きして、  
自立に向けてのお手伝いをします。

相談  
無料

# 自立相談支援センター たかまつ

こんなときは早めに相談しましょう

健康

病気で働けない。治療や入院など、今後の生活が心配

仕事

ブランクが長くて、働く自信がない。社会復帰がこわい

生活

長い間、引きこもっている子どもは、働く気もお金もない。どうしよう

家族

親の介護のために仕事をやめたが、生活費が足りない

総合的な相談窓口です。お気軽にご連絡ください。

TEL 087-802-1081

# 相談・支援の流れ

## 就労支援

ハローワーク等と連携した就労支援のほか、一人ひとりの希望や状況にあった仕事探しをお手伝いします。

## 就労準備支援

体力をつける、生活リズムを整える等、就労に向けての調整を行います。

## 生活支援

住宅や家計問題、健康問題等、日常生活の課題を解決するため、関係機関へ同行等を行います。

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金についての相談にも対応します。



## お困りの方

## 自立相談支援センターたかまつ

解決に向けて支援プランの作成、情報提供、各種支援機関や相談窓口への同行等を行います。

① お困りごとについて状況を伺います。

② 一緒に解決のための糸口を探します。

③ 公的制度、サービス等の活用や調整により支援をスタートします。

# まずはご相談ください。

(ご本人以外からの相談も可能です)

## 相談時間

月～金曜 8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)

〒760-0017

高松市番町二丁目 1-1

NTT番町ビル 1階

※駐車場 3台分あり





# 家計の悩み 相談してみませんか？

いつも支払いに追われている・・・

何にいくら使っているのかわからない・・・

ぜいたくしてないのに生活費が足りない・・・

借金が返せないことを誰にも相談できない・・・

子どもの進学費用が心配・・・



専門の相談員があなたと一緒に支援プランを立て家計の立て直しをはかります。

- 家計見直しのお手伝い
- 債務整理など法テラスや弁護士事務所への手続き支援
- 滞納している税金の相談・市役所等への同行支援
- 教育支援費など社会福祉協議会の貸付相談
- その他、増収のための就労支援



■お問い合わせは

秘密厳守・相談無料

自立相談支援センターたかまつ

高松市番町二丁目 1-1

NTT 番町ビル 1階(駐車場あり)

TEL:087-802-1081

月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)



まずはご相談ください。



# 生活福祉資金

# 貸付制度のご案内

## 生活福祉資金貸付制度とは

比較的所得が少ない世帯（「低所得者世帯」という）、高齢者世帯、障害者世帯に対して、資金の貸付と必要な援助指導を行うことによって、世帯の経済的自立や在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

※この制度は貸付であり、給付ではありません。貸付後の返済計画を検討していただく必要があります。

※審査結果によっては、貸付できない場合があります。

## 民生委員の役割

民生委員は、資金の貸付対象となる世帯について調査を行い、その実態を把握し、資金貸付の紹介等必要な情報提供を行うとともに、社会福祉協議会の貸付事業に協力し、その生活の安定を図るために必要な支援活動を行います。

資金の貸付を受ける場合、民生委員や社会福祉協議会、自立相談支援機関等の相談支援・指導を受けていただくことが前提となります。

## 貸付対象

対象世帯	内 容	収入の目安
低所得者世帯	資金の貸付と必要な相談支援を受けることで自立自活できると認められる世帯で、資金の融資を他から受けることが困難な世帯	単身世帯はおおむね月額 15 万 8 千円以下、世帯員が 1 名増えるごとに月額 6 万 2 千円を加算した収入額以下の世帯
高齢者世帯	日常生活を送る上で、介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯	低所得者世帯の目安額の 1.7 倍以下
障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯	

※申請時点からさかのぼり、6 か月以上同一市町に居住していることを原則とします。

※諸税の滞納及び多額の債務（現在延滞している債務を含む）がある場合は、支払の見通しをつけていただいた上で、お申込みください。

## 貸付対象とならない場合

- 暴力団員の属する世帯
- 他法、他制度（日本学生支援機構、母子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等）の利用ができる世帯
- 既に生活福祉資金等を借り入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人
- 過去に生活福祉資金等を借り入れて、償還免除となっている方
- 破産手続中又は個人再生手続中の方

## 連帯保証人、連帯借受人

### 連帯保証人

- お申込みの際、原則として連帯保証人が 1 人必要です。
- 借受世帯の生活の安定へ支援を行い、借受世帯の償還困難時には債務を履行することができる最終償還期日に原則 75 歳未満の方
- 借受世帯とは別世帯の方

### 連帯借受人

- 就職、技能習得の支度に必要な資金又は教育支援資金では、生計中心者が連帯借受人となる必要があります。
- 世帯主の償還能力が低いと判断される場合は、世帯内に償還能力のある方又は就労の見込みのある方を連帯借受人に立てることを求めることがあります。

# 貸付制度の種類と対象



## 総合支援資金

失業者世帯等に対して、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金。

※原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること

### 生活支援費

生活再建までの間に  
必要な生活費用

貸付限度額：2人以上…月20万円以内  
単身…月15万円以内  
貸付期間：原則3か月以内  
（最長12か月まで延長可）  
据置期間：6か月以内  
償還期間：10年以内

必要な書類（例）

- ・自立計画書
- ・求職申込、雇用状況確認票
- ・失業給付、住宅支援給付の申請がわかる書類

### 住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を  
結ぶために必要な費用

貸付限度額：40万円以内  
据置期間：6か月以内  
（生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）  
償還期間：10年以内

必要な書類（例）

- ・住宅支援給付申請書
- ・入居予定住宅に関する状況通知書
- ・住宅支援給付支給対象者証明書

### 一時生活再建費

生活再建のために一時的に必要なかつ  
日常生活費で賄うことが困難である費用

貸付限度額：40万円以内  
据置期間：6か月以内  
（生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）  
償還期間：10年以内

必要な書類（例）

- ・滞納している電気、水道、ガス及び家賃の督促状
- ・債務整理をする経費の明細書
- ・必要経費の見積書

## 教育支援資金

低所得者世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）又は高等専門学校に就学あるいは入学に際して必要な経費として貸付ける資金。

※日本学生支援機構の奨学金、教育資金ローン等、他の教育資金が利用可能な場合は、これらを優先して活用すること。

### 教育支援費

授業料、学校納入費用、交通費等

貸付限度額：高校…月3.5万円以内  
高専…月6万円以内  
短大…月6万円以内  
大学…月6.5万円以内  
（※左記の貸付限度額では学費が不足する場合は貸付限度額の1.5倍まで貸付ができます。）

据置期間：卒業後6か月以内

償還期間：20年以内

利率：無利子

連帯保証人：不要

※ただし、世帯内で連帯借受人が必要

必要な書類（例）

- ・在学証明書、入学許可書、合格通知書
- ・学費が明らかになる書類等



### 就学支度費

入学金等で入学時に納入する経費、制服、靴等で  
学校の指定により入学時に一括して購入するもの

貸付限度額：50万円以内

据置期間：卒業後6か月以内

償還期間：20年以内

利率：無利子

連帯保証人：不要

※ただし、世帯内で連帯借受人が必要

必要な書類（例）

- ・合格通知書
- ・必要経費の明細書等



# 福祉資金

## 福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸付ける資金

据置期間：最終貸付日から6か月以内

利率：保証人あり…無利子  
保証人なし…年 1.5%

保証人：原則必要 ※ただし、保証人なしでも貸付できます

資金種別	対象世帯			貸付上限額の目安	償還期間
	低所得	障害者	高齢者		
生業費 ※要審査会	○	○		460万円	20年以内
住宅の増改築 ※要審査会	○	○	○	250万円	7年以内
福祉用具購入費		○	○	170万円	8年以内
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納	○			513.6万円	10年以内
障害者用自動車購入費		○		250万円	8年以内
負傷・疾病・療養費	○	○	○	療養期間、サービス利用期間 ・1年未満…170万円 ・1年以上1年6か月以内で世帯の自立に必要なとき…230万円	5年以内
介護サービス、障害者サービス費		○	○		5年以内
災害を受けた事による臨時費	○	○	○	150万円	7年以内
冠婚葬祭費	○	○	○	50万円	3年以内
住宅の移転費、給排水設置費	○	○	○	50万円	3年以内
技能習得費	○	○		技能習得の期間 ・6月程度…130万円 ・1年程度…220万円 ・2年程度…400万円 ・3年程度…680万円以内	8年以内
就職、技能習得の支度費	○	○		50万円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内

## 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸付ける資金

貸付限度額：10万円以内

据置期間：2か月以内

償還期間：12か月以内

利率：無利子

連帯保証人：不要

留意事項：・生活保護受給中の方や、慢性的に生活費が不足している場合は、貸付できません  
・原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること（生活保護支給までのつなぎ資金を除く）

- ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- イ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- エ 会社からの解雇、休業等の収入減のため生活費が必要なとき
- オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき

- キ 関係機関等からの断続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- ケ その他、やむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき

# 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。



## 不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地評価額の7割以内、月30万円以内  
貸付期間：借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間  
据置期間：契約終了後3か月以内  
償還期間：据置期間終了時  
利率：年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率  
連帯保証人：必要

※推定相続人の中から選任  
※居住用不動産が配偶者と共有の場合は、配偶者を連帯借受人とする

必要な書類：・戸籍謄本 ・建物及び土地の登記簿謄本  
・不動産の公図 ・固定資産税課税証明書

留意事項：・居住者が65歳以上の世帯が対象  
・配偶者、両親以外の同居は貸付対象外  
・土地評価額がおおむね1,000万円以上必要

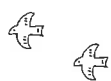
## 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付限度額：居住用不動産評価額の7割以内（集合住宅は5割）  
貸付額は保護実施機関が定めた貸付基本額の範囲内  
貸付期間：借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間  
据置期間：契約終了後3か月以内  
償還期間：据置期間終了時  
利率：年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率  
連帯保証人：不要

※居住用不動産が配偶者と共有の場合は、配偶者を連帯借受人とする

必要な書類：・戸籍謄本 ・建物及び土地の登記簿謄本  
・不動産の公図 ・固定資産税課税証明書

留意事項：・居住者が65歳以上の世帯が対象  
・配偶者、両親以外の同居は貸付対象外  
・土地建物の評価額がおおむね500万円以上必要  
・受付窓口はお住まいの所轄の福祉事務所



## 申込時にご用意いただく書類



- 借入申込書
- 世帯全員の住民票（発行されて3か月以内、本籍及び筆頭者が省略されていないもの）
- 世帯全員の所得証明書、課税証明書、納税証明書
- 本人確認ができる書類  
（健康保険証（写）、運転免許証（写）など）

- 障害者世帯は、障害者手帳（写）
- その他、社会福祉協議会が指定する書類

※資金ごとに必要な書類があります。  
詳しくは、相談窓口にてご確認ください。

## 貸付までの流れ



- ・ お申込みは、お住まいの地域の市町社会福祉協議会又は民生委員が窓口となります。
- ・ 審査結果によっては、貸付できない場合があります。

## 償還について

- 償還は据置期間後、償還計画に基づき口座振替又は振込用紙により、ご返済いただきます。
- 償還に係る手数料（口座振替手数料、振込手数料）は、借受人側に負担していただきます。
- 貸付金を定められた償還期限までに支払わなかったときは、残元金に対して延滞利息（年3%）を徴収します。



## 申込みにあたってご注意ください

- 世帯の生活の安定や経済的自立を支援するため、世帯の家計状況を詳しくおたずねします。
- ご相談、お申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要な範囲内で関係機関に対して個人情報を提供、共有します。
- お申込みの際は、借入申込書のほか、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。

- 既に契約、発注、購入及び支払済みの経費は貸付対象となりません。
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借受けた資金の用途をみだりに変更したり、他の事由に流用したりした場合には、資金をただちに返済していただきます。

※本パンフレットに記載されている事項以外にも資金ごとに条件等があります。お住まいの地域の市町社会福祉協議会でご確認ください。

## 相談窓口・お申込み先

※お住まいの地域の民生委員や市町社会福祉協議会が窓口です。

お問い合わせ先

### 自立相談支援センターたかまつ

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

〒760-0017 高松市番町二丁目1-1 NTT番町ビル1階

TEL: 087-802-1081 FAX: 087-802-1082

## 社会福祉法人 香川県社会福祉協議会

〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10番35号  
香川県社会福祉総合センター内

TEL:087-861-5613

FAX:087-861-2664